

議案第 16 号

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例

東近江市病児保育室条例（平成 27 年東近江市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立愛東病児保育室の項中「病後児対応型」を「病児対応型」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児保育事業の充実を図るため、市立愛東病児保育室の受入児童の範囲を拡大したく、本議案を提出するものである。